

# 平成30年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成30年12月17日（月）午前10時から

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

## 3 出席者

(1) 出席委員 佐々木 稲生, 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 三塚 薫,  
小川 せつ子, 根来 興宣, 菅原 一博, 鈴木 一樹, 後藤 武俊,  
阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中, 12名出席)

(2) 欠席委員 佐藤 哲也, 山岸 利次

## 4 議題

(1) 調査審議事項について

①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

②専修学校の目的変更について（東北保健医療専門学校）

③学校法人の寄附行為の認可について（（仮称）学校法人木の実学園）

④幼稚園の設置者変更について（木の実幼稚園）

⑤専修学校の設置について（（仮称）仙台E C O動物海洋専門学校）

(2) その他

## 5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

審議会運営規程により、伊藤会長が議長となった。

調査審議事項③以降については、委員総数の3分の2以上の承認を得て、非公開とすることにした。

議長は、議事録署名人として加藤委員と根来委員を指名した。

### (1) 調査審議事項について

①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤委員)

おそらく字が欠落しているだけと思いますが、資料の6ページ、学則の第13条「入学資格及び入学時期」という中にある第3号の文部科学大臣の「学」の字が欠落しているのではないかとと思われるのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。

(加藤委員)

もう1点ございます。同じく第13条の第4号でございます。「その他、本校において、中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者」とありますが、この対象についてお伺いしたいことがございます。私どもも設置している高等学校のことがありますので、常に国、県及び県教委に確認をしておりますが、日本国内にあるインターナショナルスクールの取扱いでございます。これは義務教育の学校にはなっていない、いわゆる9月頃入学して、8月頃卒業する、通称インターといっているものです。宮城県内にも学校法人によってインターが1校設置されておりますね。特に中学校の課程を修了時点に相当するのが、インターの場合、第9学年になるのですけれども、この第9学年を修了した者を入学資格があると見なし、この学則がつけられているのか、そうでないのかをおたずねしたいと思います。

これに関して、あくまで個人的な意見ですが、日本国籍を有している者の場合には義務教育を受けるということが前提になりますので、インターは義務教育の範疇から除かれるというふうに考えております。このことから、当然、日本国内にあるインターナショナルスクールに在籍する日本国籍の者は、ここから除外されるという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

ただいまの質問については、確認をし、後日回答いたします。

(菅原通悦委員)

変更内容については理解しましたが、変更理由にある仙台の面接指導施設の名称に当初、「学校法人三幸学園」を付けなかったというのは、何か理由があったのか。それとも単に申請段階で抜けましたということなのか、それとも別な理由があったのか。統一しましょうという理由はよくわかるのですが、もしも聞いていけば、教えていただきたいのですが。

(事務局)

こちらの文言については、単にその文言を付け忘れていたということになります。

(伊藤会長)

付け忘れと言うことですね。それでいいのかなと思うところもあるのですが。意図的に学校名につけないということもありますし、その点は付け忘れと認識してよろしいですか。

(事務局)

今回については、付け忘れということになります。

(加藤委員)

今からお話することは、ここの学則変更には直接関わりのないことになりますので、あくまでも私の個人的な印象、感想ということで述べさせていただきますが、飛鳥未来きずな高等学校が設立されるにあたって、米山の元県立高校跡地に設置されたわけですが、御覧になったらおわかりになると思うのですが、高校は草がぼうぼうと生えている状態ですし、日常的に人気を感じないような校舎になっています。通信制ですから毎日高校生が通うということはないのは私もよく承知はしているものの、実態として本校という位置づけにはいささか、広域通信制課程とはいえ、高等学校の体をなしているのかなと疑問に感じるものが2回ございました。登米には設置校の登米学習センターがございますので、私自身も行き帰りに立ち寄って、もしどなたかいれば挨拶をしようかなと尋ねるのですが、たまたまその日が平日の水曜・金曜日でもお休みなのかなと思いつつ、どなたも対応される気配もない。校庭も草が生えている状態で、あそこは農業振興地域を抱えていますから、農振地域の中に雑草が生えている校庭があるということは、農業を営む方にとってみれば迷惑とまでは言わないにしても、色々な意味で困るんだよねという話もなんとなく地元の方々から伺うこともございますので、もし何か機会がございましたら、学校施設の整備というのは教育環境を整える意味で、設置者としての最低限の必要不可欠なことと存じておりますので、なにとぞそのような意見があったことをお伝えいただければ、地元の方々も安心されるのではないかと思います。

(伊藤会長)

飛鳥未来きずな高等学校は、登米市に所在するという事は宮城県内に設置されているということになりますよね。開設以降の監査の必要があるというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

また、文言の付け忘れについてもどうかと思いますので、今後の御指導をお願いいたします。

(後藤委員)

設置認可の際にも伺ったかもしれませんが、今回、面接指導施設の追加というわけですが、施設ができるのはわかるのですが、施設への職員の配置がどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

(事務局)

職員の配置についてですが、本県の場合、教員が採用された場合に教員異動報告書を届け出ることになっております。そちらの書類に教員免許状が添付されておりますので、そちらで確認を行っております。

(後藤委員)

そうしますと面接指導施設が1つ加わるということは、少なくともそこにきずな高等学校の職員の方が必ず配置されるということになるのでしょうか。提携されているほかの専門学校がごございますけれども、そういったところに勤めている方が兼務で入られるとかそういうこともありえるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

(事務局)

面接指導施設の職員で兼務の方はおりません。今回施設を増設する札幌キャンパスと立川キャンパスの教員ですが、札幌キャンパスについては前回の審議会で認可された際の配置された人数で運営していき、立川キャンパスについても、今いる人数で対応できるとの回答をいただいております。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

## ②専修学校の目的変更について（東北保健医療専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

1つだけ確認させていただきたいのですが、6ページのところですが建物の4階から8階まではどのような活用がなされているのでしょうか。

(事務局)

手元に4階から8階までの資料はないのですが、学校として活用している部分については、記載のとおりでございます。それ以外の例えばエレベーターの部分については共用で使っているところでございます。

(伊藤会長)

そうするとここに書いていないのだけれども、学校で使っていると理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

エレベーターの部分については、建物として上がっていくときに通るところではありますけれども、学校の教室などといった用途では使っておりません。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

----- 議題③以降は非公開で審議を行なったため、議事録非公開 -----

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印